

第90回 全国安全週間

期 間：平成 29 年 7 月 1 日（土）～ 7 日（金）

【準備期間：平成 29 年 6 月 1 日（木）～ 30 日（金）】

（スローガン）

そしき すす あんぜんかんり と く あんぜんかつどう
組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

みらい あんぜんぶんか
未来へつなげよう安全文化

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で過去最少となりました。

しかしながら、休業4日以上之死傷災害は前年より1.4%増加しました。また、平成29年の死亡災害についても平成29年4月末の速報値では、前年の同時期を上回っている状況です。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」のスローガンのもと、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成29年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成29年度全国安全週間実施要綱について（抜粋） 事業者の実施事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

（１）小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ・職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ・安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

（２）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ・積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・トラックの逸走防止措置の実施
- ・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

（３）製造業における労働災害防止対策

- ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（４）建設業における労働災害防止対策

<一般的事項>

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

<東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策>

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

（５）林業の労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署